

## 米国関連資料

プリアンブル部の記載によりクレームが限定的に解釈されないようにするために  
クレームの作成時／補正時に留意すべき事項

2017年10月23日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 1. はじめに

プリアンブル部の記載がクレーム範囲の解釈に影響を与えるか否かについて、**MPEP2111.02**には、過去の判例に基づいて、クレームに生命、活力、及び、重要性を付与しないプリアンブル部は、クレームの範囲を限定しない旨、説明されています。**MPEP2111.02**には、また、クレームに生命、活力、及び、重要性を与えるか否かに応じて、プリアンブル部によってクレームの解釈が影響される旨、併せて説明されています。

しかしながら、クレームに生命、活力、及び、重要性を付与するか否かの判断基準は、決して明瞭なものではなく、しかもプロセキューション履歴が判断結果に少なからず影響を与えます。したがって、実務上のどのようにプリアンブル部を記載すれば、クレームの範囲が限定解釈を免れるかについては、判断が難しい場合が少なくない状況にあります。

このような状況下で、CAFC は、最近の新たな判例において、プリアンブル部の記載がクレーム発明の範囲を限定することについての判断を示しました。この CAFC 判例を紹介すると共に、今回の CAFC 判例とこれまでの顕著な判例とを参照し、クレーム発明の範囲がプリアンブルの記載により限定的に解釈されないようにするために、クレームの作成時／補正時に留意すべき事項について説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: <a href="http://www.harakenzo.com">http://www.harakenzo.com</a>
<商標専門サイト>	: <a href="http://trademark.ip-kenzo.com">http://trademark.ip-kenzo.com</a>
<意匠専門サイト>	: <a href="http://design.ip-kenzo.com">http://design.ip-kenzo.com</a>
<法務部 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment">https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment</a>
<広島事務所 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima">https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima</a>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。